

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条の規定に基づき、「(仮称)NIPPPO小島町処理工場」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都中央区京橋1丁目19番11号
株式会社NIPPPOコーポレーション
代表取締役社長 仁瓶 義夫

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)NIPPPO小島町処理工場

(2) 種類

工場又は事業所の新設（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区小島町8番地

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

産業廃棄物（がれき類）中間処理施設（破碎施設）の新設

(2) 内容

ア 敷地面積	15,010㎡
イ 土地利用計画	
（ア）建築物	711㎡
（イ）材料置場	6,121㎡
（ウ）屋外設備	565㎡
（エ）緑化地	4,092㎡
（オ）通路・駐車場等	3,521㎡
ウ 処理・工程	
原料供給、選別工程	
一次破碎工程	
二次破碎工程	
鉄筋、木くず、異物抜き工程	

ふるい分け工程

5 指定開発行為の施行期間

平成16年12月～平成17年6月

6 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年1月6日(火)から平成16年2月19日(木)まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。